

令和3年3月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和3年3月11日(木)
開会 13時28分 閉会 15時22分
- 2 開催場所 市役所会議棟 1階 大会議室
- 3 出席委員 17名
 1 大塚 壹 2 久保田 哲 3 柴田 重雄 4 進士 晴弘
 5 鈴木 清壽 6 園田 睦子 7 田代 昌晴 8 塚本 仁司
 9 仲山 和彦 10 増本 努 11 松本 禎夫 13 提坂 幸一
 15 森西 正昭 16 鈴木 聡 17 鈴木 芳信 18 森 孝雄
 19 山下 忍
- 4 欠席委員 2名
 12 八木 純子 14 松下 宣良
- 5 議事日程
 第1 議事録署名人の指名
- 第2 報告 第52号 農地法第3条の3第1項の届出について
 第53号 農地法第18条第6項の通知について
 第54号 畑作転換の届出について
 第55号 農業用施設証明願について
 第56号 農地転用の届出について
- 第3 議案 第79号 農地法第3条(所有権の移転)について
 第80号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積(下限面積)」について
 第81号 農地法第4条について
 第82号 農地法第5条について
 第83号 非農地証明願について
 第84号 非農地の判断について
 第85号 農用地利用集積計画について
 第86号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 堀井 直樹
 次長兼係長 山本 敏幸
 主 査 紅林 直樹
 主 事 池田 梨左
 主 事 藤原 敬志

7 会議の概要

- 会長（山下 忍） ただいまから令和3年島田市農業委員会3月総会を開催します。
本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。
12番の八木純子委員と14番の松下宣良委員から欠席の届出がありました。
本日の出席者は17名です。出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。
- 議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。
- 事務局（山本次長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

- 議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思っております。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。
- 出席委員（異議なし）
- 議長（山下 忍） それでは議事録署名人は、13番の提坂幸一委員と15番の森西正昭委員にお願いいたします。
次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の山本次長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

- 議長（山下 忍） それでは、報告第52号から報告第56号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

（報告第52号 農地法第3条の3第1項の届出について）

- 事務局（山本次長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。
報告第52号 農地法第3条の3第1項の届出について
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。
令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍
件数は、9件です。
ページ変わります。
報告第52号につきまして、別紙のとおり9件の届出がございました。
これらの内容ですが、取得の理由はすべて相続によるもので、あっせん等の希望があるものは1番と7番の2件です。
それぞれの案件におきまして、耕作放棄地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

（報告第53号 農地法第18条第6項の通知について）

- 次は5ページになります。
報告第53号 農地法第18条第6項の通知について
下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。
令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍
件数は、4件です。
ページ変わります。

賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。解約後は利用収益が1件、あっせんによる売買が1件、転用が2件で、いずれも利作補償はなし。基盤法による解約が1件、中間管理事業を介した解約が2件、農地法による解約が1件です。

(報告第54号 畑作転換の届出について)

次は7ページです。

報告第54号 畑作転換の届出について

下記のとおり畑作転換の届出があったので報告する。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

ページ変わります。

届出人は菊川の〇〇〇〇さん、所在地は菊川の田、1筆、面積は1,095㎡、普通畑として利用です。

理由は、公共工事として国道473号工事の残土置き場のため一時転用し、工事完了に伴う農地への復旧を行うにあたり、野菜畑として管理を行いたいとのことです。

(報告第55号 農業用施設証明願について)

次は9ページです。

報告第55号 農業用施設証明願について

農地法第4条第1項第9号及び同法施行規則第29条第1項に定める農業施設について、次のとおり証明願があったので報告する。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、3件です。

ページ変わります。

1番、2番の案件は申請者及び申請地が同じため、併せて説明いたします。

申請者は伊太の〇〇〇〇さん、申請地は伊太の農地178㎡のうち、1番案件の証明面積は26.906㎡。目的は農業用物置、木造平屋造、施設面積は26.906㎡、動力噴霧器、農薬保管庫、耕作用機器、肥料等の収納です。

2番案件の証明面積は22.2268㎡。目的は農業用物置、スチール製簡易型物置、施設面積は22.2268㎡、乾燥機、コンバイン等の収納です。

申請地は、島田樟誠高等学校の南に位置しています。

3番、申請者は神座の〇〇〇〇さん、申請地は神座の農地452㎡の内106.70㎡。目的は農業用物置、木造平屋造、施設面積は44.70㎡、接道62㎡、耕作用機器、用具、肥料等の収納です。

申請地は、北部ふれあいセンターの北に位置します。

(報告第56号 農地転用の届出について)

次は11ページです。

報告第56号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、5件です。

ページ変わります。

今回の案件の譲受人はいずれも島田市で、公共工事に伴う道路敷地として転用するものです。

1番の譲渡人は牛尾の〇〇〇〇さん他1名で、所在は牛尾の農地2筆、面積は合計で282㎡です。場所は、新東名島田金谷ICから北東に位置し、農地区分は「工業地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

2番の譲渡人は川根町抜里の〇〇〇〇さん他2名で、所在は川根町抜里の農地4筆、面積は合計

で59.45㎡です。

3番の譲渡人は川根町抜里の〇〇〇〇さん他3名で、所在は川根町抜里の農地6筆、面積は合計で48.79㎡です。

4番の譲渡人は愛知県豊橋市の〇〇〇〇さんで、所在は川根町抜里の農地1筆、面積は28㎡です。

5番の譲渡人は川根町抜里の〇〇〇〇さん他2名で、所在は川根町抜里の農地4筆 面積は合計で43.05㎡です。

2番から5番の場所は、いずれも抜里公民館の南西に位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

以上、報告第52号から報告第56号の説明となります。

○議長（山下 忍） 報告第52号から報告第56号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようでございますので、報告案件については以上となります。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） ここから、議案の審議となります。

議案第79号 農地法第3条（所有権の移転）について、2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第79号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（山本次長） それでは、14ページをご覧ください。

議案第79号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

ページ変わります。

1番、譲受人は川根町葛籠の会社員兼農業、〇〇〇〇さん68歳、耕作面積は2,167.00㎡、耕作従事日数は本人150日。譲渡人は川根本町の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川根町葛籠の農地1筆、面積は470㎡、区分は売買となります。

理由ですが、譲受人は既に近隣農地を借り受け耕作しており、申請地を譲り受け、規模拡大を図りたく、また、譲渡人は農業に従事しておらず農地の管理を行うことが難しいため譲り渡したいと考え、協議を行ったところ両者の同意が得られたため申請に及んだものです。

場所は、葛籠集会場の南に位置し、譲受人の自宅の北側に隣接しています。

2番、受贈人は阪本の〇〇〇〇さん、44歳、贈与人は〇〇〇〇さんで親子間の贈与となります。耕作面積は29,301㎡、農業従事日数は受贈人である本人300日、妻280日、贈与人である父250日、母250日です。

申請地は阪本及び牧之原の農地3筆、面積は合計で2,289㎡、区分は贈与となります。

理由ですが、経営移譲に係る贈与で、今回は3筆の贈与となります。

場所は、阪本茶農協の西に位置しています。

2件とも適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないと考えます。説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら

お願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようですので採決いたします。

この議案第79号の農地法第3条（所有権の移転）、2件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この2件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第80号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第80号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について）

○事務局（山本次長） それでは、16ページとなります。

議案第80号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について

農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積（下限面積）を次のように見直すものとする。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

ページが変わります。

この下限面積は3条の所有権移転及び使用収益権において必要とされる面積の設定です。

平成22年12月22日付の法改正で、農業委員会において毎年修正の必要性について、審議することになっているものです。

過去においては、平成23年度に2010年農林業センサスの経営面積別農家戸数の結果に基づき、一部を変更しております。

さらに、2015年の農林業センサスにおいて、これまでの集計内容に変更がございましたが、現行の下限面積の算出根拠となる数値は概ね把握できる状況となっており、別表のとおり現行と変えない面積と判断するものです。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見もないようですので、採決いたします。

この議案第80号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について、原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この件につきましては、原案のとおり定めることにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第81号 農地法第4条について、2件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第81号 農地法第4条について）

○事務局（山本次長） それでは、18ページになります。

議案第81号 農地法第4条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、2件です。

ページが変わります。

1番、申請人は静岡市葵区の農業、〇〇〇〇さん。申請地は東町の農地1筆674㎡で、太陽光発電施設としての申請です。

場所は御請公民館から北西へ約100mに位置し、農地区分は、街区内の宅地化率が40%を超えるため、第3種農地と考えられます。

理由ですが、申請地にて太陽光発電施設を設置したく申請に及びました。

計画としては、申請地に1枚300Wの太陽光パネル102枚を設置し、パワーコンディショナーは9.9kwを3台で認定出力29.7kw。架台は単管パイプ組み、高さ0.5mから2.2mで、野立て南向き30度の傾斜とし、支柱は1.6m打ち込みます。土地の管理としては周囲にフェンスを設置し、雨水は自然浸透とする計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが営農への影響を軽微にするとともに、申請人の資力に問題はなく事業実施の実行性も高く、中部電力との接続契約及び経済産業省による事業計画認定済みであることから、許可もやむを得ないと考えます。

2番、申請人は牛尾の不動産取引業、〇〇〇〇さん。申請地は横岡新田の農地1筆741㎡で、分譲宅地としての申請です。

場所は新東名島田金谷ICから北へ約550mに位置し、「工業地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、申請人は、市内にて不動産取引業を営んでおり、この度所有する土地を分譲宅地として提供したく申請に及びました。

計画としては、申請地を区画面積208㎡から307㎡の3区画とし、水道及び排水路敷地を整備し、出入りはそれぞれの区画に接する市道から、排水は申請地内の排水路を通して東側の道路に新設する排水路へ排出する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが影響は軽微におさえ、申請者の資金計画に問題はなく事業実施の確実性が高く、用途地域内の農地であることから、許可もやむを得ないと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（森 孝雄） 1番案件について、今回の転用は営農型太陽光施設ではなく、完全転用ということで、地目は雑種地になるということでしょうか。

○事務局（紅林主査） 今回の転用は完全転用による太陽光発電施設用地となりますので、雑種地となると思われます。

○議長（山下 忍） その他、ご質問もないようでございますので採決いたします。
この議案第81号の農地法第4条、2件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの2件につきましては、申請書の提出のとおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第82号 農地法第5条について、10件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第82号 農地法第5条について）

○事務局（山本次長） それでは、20ページになります。

議案第82号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、10件です。

ページが変わります。

1番、譲受人は中河町の不動産業、〇〇〇〇、譲渡人は大草の会社員、〇〇〇〇さんです。

申請地は大草の農地3筆、合計面積2,359㎡で、植林としての申請です。

場所は天津農村改善センター山王から北東へ約120mに位置し、農地区分は1種、2種、3種いずれの要件にも該当しない小集団の農地であることから、第2種農地（その他の農地）と考えられます。

理由ですが、譲受人は市内にて不動産業を営んでおりますが、この度、新規に山林事業を行いたく適地を探していたところ譲渡人と話がまとまったため申請に及びました。

計画ですが、令和3年10月から令和7年12月の5年間に、コナラ・クヌギを355本、もみじ・どんぐりを12本植栽する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが影響は軽微と思われ、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く許可するにやむを得ないと思われれます。

2番、譲受人は旭2丁目の会社員、〇〇〇〇さん、譲渡人は岸町の会社員、〇〇〇〇さん他3名です。

申請地は岸町の畑1筆172㎡で、住宅敷地の拡張としての申請です。

場所は岸スポーツ広場から南西へ約300mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、譲受人は現在市内のアパートに居住しておりますが、この度申請地の北側の家を購入し居住することになりましたが、駐車場がなく不便をきたすため申請地を駐車場として使用したく譲受人との話がまとまったため申請に及びました。

計画ですが、申請地に4台分の駐車場を整備し、出入りは東側の市道から進入する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが影響は軽微と思われ、譲受人の資力にも問題はなく、事業実施の確実性も高いことから許可するにやむを得ないと思われれます。

3番、使用借人は焼津市の臨時職員、〇〇〇〇さん、使用貸人は阪本の不動産管理兼農業、〇〇〇〇さんで、姉妹間の使用貸借です。

申請地は阪本の田、1筆、面積は942㎡のうち支柱等の0.232㎡で、営農型太陽光発電施設として3年間の一時転用の申請で、1回目の更新となります。

場所は、月坂保育園から北東へ約100mに位置し、農地区分は農用地区内農地（青地）です。

理由ですが、設置者である使用借人は太陽光発電施設を設置し、有効利用できていなかった親族

の農地を活用するために申請に及んだとのこと。

計画ですが、1枚285wの太陽光パネル192枚を4箇所を設置、パワーコンディショナーは5.5kwを8台で認定出力44kwとする計画です。架台高さは営農に支障がなく被覆作業が楽に行える高さ2mから3.4mとし、パネル角度は南向き20度、施設の下部となる農地面積は、379.2㎡、パネル面積は320.64㎡であるため遮光率は84.5%となります。基礎は耐風強度があり、撤去も容易なスクリー一式杭の打込みとなります。

転用許可申請面積は、48本の支柱のほか、パワコン支柱6本、南東の角に引込柱1本を設置し、合計面積は0.232㎡となります。

営農は設置者である使用借人が行い、施設下部の作物はポット栽培の榊です。6年目以降に出荷予定とのこと。なお、榊の栽培についての知見を有するものの意見として、一般社団法人全国営農型発電協会から浜松市での事例により遮光率70～80%前後で8割以上の収量確保が可能とされる意見書が提出されています。

また、作物について毎年確認の報告が義務付けられています。

許可基準に基づく検討状況については、榊栽培の事例が少ないものの営農については通常の農地と同様の管理であり、日影が他の農地に影響する可能性も低く、撤去費についての資金が確保されており、中部電力(株)との接続契約及び経済産業省の設備認定も受けており、事業実施の確実性があり許可もやむを得ないと考えられます。

4番、譲受人は阪本の会社員、〇〇〇〇さん、譲渡人は阪本の農業、〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の畑、1筆55㎡で、住宅敷地拡張としての申請です。

場所は島田消防署初倉分遣所から北東へ約560mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、譲受人は現在申請地の北側に居住しておりますが、駐車場が狭く不自由をきたしていたところ、親戚である譲渡人と話がまとまったため申請に及びました。

計画ですが、申請地に3台分の駐車場を整備する計画となっております。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地はなく、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われれます。

5番、賃借人は御仮屋町の建設業、〇〇〇〇、賃貸人は佐夜鹿の農業、〇〇〇〇さん他2名です。

申請地は佐夜鹿の農地4筆、合計面積は4,980㎡のうち1,851㎡で、工事用道路・作業ヤードとしての一時転用の申請です。

場所は菊翠茶農協から西へ約370mに位置し、農地区分は1種、2種、3種いずれの要件にも該当しない小集団の農地であることから、第2種農地（その他の農地）と考えられます。

理由につきましては、賃借人は「令和2年度 1号新大井川菊川橋梁補強工事」を請け負い、工事現場から接道までの区間に工事用道路・作業ヤードを確保したく申請に及びました。

計画としては、幅員4.5mから8m、延長150mの工事用道路と作業ヤードを造成する計画で、一時転用期間は農地復元期間を含み、令和4年1月14日までを予定しています。

許可基準に基づく検討状況は、公共事業に伴う一時転用であり、工事現場に隣接し、工事を実施するに必要不可欠なものであり、農地復元計画等も提出されており、許可するにやむを得ないと思われれます。

6番案件、7番案件は申請地が隣接しており、譲渡人が同一であるため合わせて説明いたします。

6番の譲受人は番生寺の保険事務所経営、〇〇〇〇さん、7番の譲受人は島のアルバイト、〇〇〇〇さんで、譲渡人は島の農業兼自営業、〇〇〇〇さんです。

申請地は島の農地各1筆、面積は6番が375㎡で事務所兼自己住宅、7番が396㎡で自己住宅としての申請です。

場所は金谷消防署から北東へ約170mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、両案件とも、国道473号の拡幅工事により現在居住している土地が県に買収され

るため申請地に移転したく申請に及びました。

計画ですが、6番案件は、木造平屋建て、建築面積129.80㎡の事務所兼住宅1棟と4台分の駐車場を建築し、出入りは南側の市道から、排水は東側の排水路に排水する計画となっております。7番案件は、木造平屋建て、建築面積131.66㎡の住宅1棟と4台分の駐車場を建築し、出入りは南側の市道から、排水は北側に新設する排水路に排水する計画となっております。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地は残りますが影響は軽微と思われ、それぞれの譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、許可するにやむを得ないと思われま

す。8番、譲受人は横岡新田の電気工事業、〇〇〇〇さん、譲渡人は番生寺の無職、〇〇〇〇さん他1名です。

申請地は番生寺の農地、1筆196㎡で、資材置場としての申請です。

場所は番生寺公会堂から南西へ約220mに位置し、街区内の宅地化率が40%を超えるため、農地区分は第3種農地と考えられます。

理由ですが、平成8年頃に譲受人の父が、譲渡人の祖父より譲り受けて資材置場として使用してきましたが、当時農地法や登記の手続きを行わないまま現在に至っていたところ最近になり手続きが必要であることが判明したため申請に及びました。

計画ですが、電気工事に係る電柱などの資材置場とのことです。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地はなく、始末書も提出されており無断転用の是正でもあるため許可するにやむを得ないと思われま

す。9番、賃借人は中河町の建設業、〇〇〇〇、賃貸人は中溝町の無職、〇〇〇〇さん外3名です。

申請地は元島田の田、1筆553㎡で、公共工事に伴う仮設駐車場として一時転用の申請です。

場所は元島田公会堂から南へ約80mに位置し、「第一種中高層住居専用地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、島田市建設課が発注する野田・元島田地内排水路新設工事の施工に伴い、区域内の道路が通行止めとなり沿道住民が現在の駐車場を利用できなくなることから、代替駐車場を整備するため申請に及びました。

なお、この案件につきましては、令和2年9月17日に賃借人が島田市として許可を受けて期限が令和3年3月31日までとなっておりますが、今回の申請では事業内容は同一で、賃借人が株式会社アーク東海としての申請です。

計画としては、申請地にシートを敷いた上に厚さ20cmの土砂を搬入し、整地後22台分の駐車場とする計画で、賃貸借期間は農地復元期間を含め令和3年4月1日から令和3年5月31日までの2ヶ月で、契約終了後は水田として管理する旨の計画書が添付されております。

許可基準に基づく検討状況は、公共工事に伴う一時転用であり、事業実施の確実性も高く、一時転用後の耕作計画書も添付されており、許可するにやむを得ないと思われま

す。10番、譲受人は静岡市葵区の農業、〇〇〇〇さん、譲渡人は愛知県名古屋市長徳区の無職、〇〇〇〇さん他8名です。

申請地は御仮屋町の田5筆、合計面積2,030㎡で、共同住宅及び貸資材置場としての申請となります。なお、事業面積が1,000㎡を超えるため土地利用承認案件となります。

場所は御仮屋町公会堂から北東へ約420mに位置し、「第一種住居地域」の用途が指定された地区内の農地であることから、農地区分は第3種農地となります。

理由ですが、譲受人は将来の安定した収入を得るためにアパート経営を計画しており適地が見つかり譲渡人との話がまとまったため申請に及びました。また、アパートの施工予定業者である大東建託が近隣で工事を実施するにあたり資材置場を求めており申請地の一部を貸資材置場といたく併せて申請に及びました。

計画としては、木造2階建て、合計建築面積313.94㎡の共同住宅2棟と緑地、調整池のほか、貸資材置場788.09㎡、駐車場、通路を建設し、出入りは南側の市道から、排水は申請地内に排水路を設置し南側の用悪水路に排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況は、隣接に農地はなく、譲受人の資力にも問題はなく事業実施の確実性も高く、用途地域の農地であることから許可するにやむを得ないと思われま

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第82号の農地法第5条、10件については、申請書の提出のとおり許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この10件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第83号 非農地証明願について、1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第83号 非農地証明願について）

○事務局（山本次長） それでは、25ページになります。

議案第83号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

件数は、1件です。

ページ変わります。

申請者は伊太の〇〇〇〇さん。

申請地は、伊太の畑1筆で面積は79㎡。用途は宅地で、時期としましては昭和62年月日不詳となっております。

場所は、島田樟誠高等学校から南へ約50mに位置します。

事由につきましては、申請人の父が昭和62年頃に車庫及び住居用部屋として改築してから現在に至り、申請者は課税評価地目が宅地であったため宅地と認識しており、農地法の手続きが必要であることを知らなかったためとのことです。

現況は、建築物等が設置されており、農地としての復元が困難であることから「建築物の敷地として相当のものであり、かつ10年以上経過しており、農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当することから、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第83号 非農地証明願、1件について、申請書の提出のとおり証明することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの1件につきましては、申請書の提出のとおり証明することに致します。

○議長（山下 忍） 次に議案第84号 非農地の判断について、24筆を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第84号 非農地の判断について）

○事務局（山本次長） それでは、27ページになります。

議案第84号 非農地の判断について

下記のとおり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に置いて、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）に区分された土地について、「耕作放棄地に係る農地法第2条1項の「農地」に該当するか否かの判断基準について」（19経営第7907号農林水産省経営局通知）に基づき、非農地と判断するものとする。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍
件数は、24筆です。

ページ変わります。

農用地利用状況調査で耕作放棄地の調査を実施し、今回、高熊及び川根町家山の再生不可能な農地24筆、合計36,612㎡について、今年度を実施した農用地利用状況調査においても引き続き荒廃農地であることが確認されましたことから非農地の判断を求めるものです。

全ての農地で雑木が繁茂し、急斜面で農地に復元するのは困難となっており、農地法での「農地に復元する為の物理的な条件整備が著しく困難な場合」として判断するものです。

農地の場所につきましては、大井川鉄道福用駅から北西に約750m付近、及び光明院の南西700m付近に位置します。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第84号の非農地の判断について、非農地と判断することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この24筆につきまして、非農地と判断することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に議案第85号 農用地利用集積計画について、19件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第85号 農用地利用集積計画について)

○事務局 (山本次長) それでは、29ページをご覧ください。

議案第85号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画 (第12号) について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

総数は19件で、その内訳ですが、所有権移転は1件で面積は1,136㎡。

利用権設定につきましては使用貸借が12件で8,498㎡、賃貸借が6件で9,691㎡です。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

ページ変わります。

まず所有権移転ですが、井口の〇〇〇〇さんが、藤枝市の〇〇〇〇さんから、井口の田1筆、1,136㎡を譲り受け、レタスの栽培を行っていくものです。

譲受人は認定農業者で、隣接の農地を耕作しており問題ないと思われ

移転の内容につきましては右に記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定につきましては、貸付期間ごとに利用権の種類と備考欄の設定の別を申し上げて説明とさせていただきます。

31ページ、2年の設定です。件数は2件で合計面積は3,307㎡、権利の種類は賃借権が1件、使用借権が1件で、新規設定が1件、再設定が1件です。

32ページ、3年の設定です。件数は2件で合計面積は2,216㎡、権利の種類はいずれも賃借権で新規設定です。

33ページ、4年の設定です。件数は1件で面積は250㎡、権利の種類は使用借権で新規設定です。

34ページ、5年の設定です。件数は7件で合計面積は6,126㎡、権利の種類は賃借権が2件、使用借権が5件で、新規設定が6件、再設定が1件です。

35ページ、10年の設定です。件数は5件で合計面積は5,348㎡、権利の種類はすべて使用借権で新規設定です。

36ページ、20年の設定です。件数は1件で面積は942㎡、権利の種類は賃借権で新規設定です。

説明は以上です。

○議長 (山下 忍) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員 (質疑なし)

○議長 (山下 忍) ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第85号の農用地利用集積計画、19件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員 (異議なし)

○議長 (山下 忍) 関係委員を除く委員全員の賛成をいただきました。よって、この19件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長 (山下 忍) 次に議案第86号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について上程いたします。事務局の説明を求めます。

(議案第86号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について)

○事務局 (山本次長) それでは、37ページになります。

議案第86号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

別紙のとおり、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるものとする。

令和3年3月11日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

ページ変わります。

この指針は、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、同法第7条第1項に基づき、地域の農地利用の将来ビジョンを定めることに努めなければならないこととされました。

当委員会では法改正後最初の委員改選があった平成29年度に平成35年を目標とする当初の指針を策定しており、農業委員及び推進委員の改選に合わせて検証し、必要に応じ見直すこととなっていることから、今回改定しようとするもので、先の現地調査会において農地利用最適化推進委員の皆様にもご意見を伺い、本日提案させていただくものです。

それでは、内容について説明させていただきます。

38ページの基本的な考え方については大きな変更はありません。

島田市の農業を取り巻く現状や課題をあげ、この指針の必要性を記載しております

39ページ以降に具体的な目標と推進方法が記載されておりますが、まず1の遊休農地の発生防止・解消については、令和元年度の実績数値を踏まえ、管内の農地面積の推計値を変更しましたが、再生可能な農地を30haとする目標値は変更しておりません。

この再生可能な農地の面積は、平成30年度の36haに比べ令和元年度には37haと増加しており、今後も茶況の落ち込みや後継者不足などにより増加することが予想されますが、皆さんにもご協力いただく農地利用状況調査に基づき、利用状況調査を実施し、農地中間管理機構への貸し付けを促進していきたいと考えます。

また、再生が困難と判断される農地については、現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確にしていきたいと考えます。

40ページ。2の担い手への農地利用の集積・集約化についてですが、こちらも令和元年度の実績数値を踏まえ、管内の農地面積の推計値を変更しました。

また、集積面積の目標値についても、当初の目標値は1,615ha、集積率50%としておりましたが、令和元年度の実績で1,710ha、集積率53.8%と目標を上回っておりますので、今回の改定では目標値を島田市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想において目標としている集積率82%を令和5年度末の目標値としました。

具体的な推進方法としましては、集落での話し合いに積極的に参画し、人・農地プランの実質化に努め、農地中間管理事業の活用を進めるほか、地域の担い手などの情報を把握していただき、農地の出し手と受け手のマッチングをお願いしたいと思います。

また、受け手となる担い手が少ないような地域では、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みをお願いします。

41ページ。3の新規参入の促進についてですが、当初に設定した目標値は毎年1経営体の参入を目指し、平成35年までに5経営体の参入としておりましたが、令和元年度の実績において既に5経営体の新規参入があったことから、令和5年度末の目標値を8経営体としました。

新規就農にあたっては、相談等はあるもの実際に就農までたどりつくまでに至らないケースが多いわけですが、関係機関と連携し相談活動を充実させ、貸し付けを希望する農地の情報提供を行うなど積極的に推進するとともに、新規就農した農業者に対して、営農の意向や農地集積の意向等を把握し、フォローアップに努めていきたいと考えます。

説明は以上です。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（森 孝雄） 3の新規参入の促進について、令和元年度末の実績で5経営体の参入があったとのことだが、この経営体とはどのようなものか。また、生産品目等の営農形態はなにで、どのような指導や助言を行っているのか。

○事務局（堀井事務局長） この経営体につきましては、親元就農を除いた農業以外の職種から農地を借りて新規就農の営農計画書等を提出し、承認を受けた者を言います。

新規就農者への指導や助言といたしましては、まずは新規就農者が何をやりたいかを聞き取り、その希望に基づき営農指導していただける農業者を紹介したり農業大学校へ入学したりして、ある程度の技術や知識を習得していただいた後、5年後を目標とする新規就農営農計画書を作成していただき、県や市、農協において内容について審査し、新規就農者として認定されます。

新規就農者として認定されますと就農当初の所得補償や設備投資への支援などが受けられるほか、営農計画期間の途中で営農状況等の確認を行い、必要な指導等を行っています。

これまでの新規就農の営農形態としては、いちごやレタス、ブルーベリー、トマトなどの施設園芸が多い状況となっています。

○委員（森 孝雄） 新規就農者支援の一環として、新規就農者同士で情報交換や事例発表などの機会はあるのか。

○事務局（堀井事務局長） 農協が組織するレタスやいちごなどの部会や集荷団体などで情報交換の機会はあると思いますが、新規就農者だけを集めて情報交換する場はこれまで特にありません。今後、要望等がありましたら検討していきたいと思います。

○委員（久保田 哲） 各課題の解消に向けた推進方法として、関係機関との連携という表現が多くあるが、この関係機関との連携は各農業委員が行わなければいけないのか。

○事務局（堀井事務局長） ここで言う関係機関としては県や農協、農地中間管理機構などを想定していますが、各課題の解消に向けた取り組みは農業委員会として組織で対応することになりますので、委員個々に対応していただくことはありません。

ただ、地元農業者との意見交換や情報収集などは各地区の農業委員に対応していただく場合がありますので、その時にはよろしくお願いします。

○議長（山下 忍） それでは、ここで暫時休憩とします。

（休憩 14時45分）

（14時46分 東日本大震災追悼に伴う黙とう）

（再開 15時00分）

○議長（山下 忍） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。議案第86号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員（鈴木 聡） 2の担い手への農地利用の集積・集約化について、令和元年度末の集積率が53.8%と、平成30年1月と比較して集積が進んでいるとのことであったが、実際には担い手の耕作面積が増えただけで、集約という点では課題は解消されていない。基盤整備を含めた農地の集約化についての対策を検討してもらいたい。

また、新規参入の促進の項目で新規就農者が増えているとのことであったが、これは施設園芸など限られた農地での営農が多く、茶園など市内全体の農地保全対策にはならない。もっと農業委員

会や島田市担い手育成総合支援協議会などが積極的に活動するべき。

○事務局（堀井事務局長） 確かに今後も農地の集積は進むものと思われますし、集積よりも集約によっていかに効率よく農作業ができるかが重要になってくると思われます。そのためには基盤整備も必要な対策ではあると思いますが、あくまでも基盤整備は集約化の一つの手段でしかありませんので、人・農地プランの実質化に向けた地域での話し合いの中で、この地区にとって農地の集約は必要か、必要であればどのような手段で行うかを決めていただければと思います。

また、新規就農については確かに施設園芸への就農が多く、茶業への新規就農はほとんどない状況となっています。今後は個人による新規就農ではなく、企業などの参入や親元就農による経営継承の推進などの対策も必要ではないかと思われます。

○議長（山下 忍） その他、ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第86号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、原案のとおり定めることにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よってこの案件につきましては、原案のとおり定めることにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。

これもちまして、総会を閉会いたします。